

はじめに

刑務所が「姥捨山<sup>うばすてやま</sup>」のようになっていた。

チヨコレート1個の万引、無銭飲食といった軽微な犯罪を繰り返して入所する高齢者。服役の意味を理解していない知的障害者。命じられるままに単純作業を続ける日々を過ごし、社会に帰っても行き先はなく、生活困窮の末、再び罪を犯してしまう。

罪を犯した人が適正に処罰されなければ刑罰の公平性を損ねるし、社会の秩序は保てない。自業自得との見方もあるだろう。しかし、彼ら累犯者は「凶悪なモンスター」とは限らない。

2006年1月、山口県下関市のJR下関駅舎が焼失した事件で、放火の罪に問われた当時74歳の被告は「腹がすき、寒く、刑務所に戻りたかった」と供述した。犯行は刑務所を出てわずか8日後。身寄りもなく、生活保護を受けようと役所の窓口を訪れたが、「住所がないとダメ」と言われて引き下がったという。

刑務所で働く福祉のプロの一人は、受刑者たちを「かわいらしいおじいちゃん」と呼んだ。福祉の網から漏れ、刑務所だけが彼らを拒まない場所になっている。

刑事司法関係者の間では、刑事事件の捜査・裁判には一人当たり2千万円、刑務所生活は一人当

たり年間300万円程度の税金がかかると語られている。福祉施設で受け入れるよりコストが高い可能性もある。私たちは、こうした現実とどう向き合えばいいのだろうか。

本書は、西日本新聞社が2011年秋から約2年間にわたり紙面で展開したキャンペーン企画「罪と更生」の連載記事を中心にしたものである。

出発点は、長崎刑務所（長崎県諫早市）を取材したこと。高齢者や障害者が一つの「工場」に集められ、単調な作業を繰り返していた。元衆院議員の山本譲司氏の著書『累犯障害者』などで語られていた姿を、まざまざと見せつけられた。そして、地元の福祉関係者が従来の発想を乗り越え、こうした人々の更生に関わろうとしていた。

取材班は九州をはじめ、日本各地の刑務所や少年院を訪ねた。出所後の生活を見守るボランティアの保護司や保護観察官、福祉の専門家、裁判官、検察官、弁護士にも話を聞いた。根拠の薄い「体感治安」の悪化が叫ばれ、厳罰化が進む流れの中で、現場は再犯防止に向けた試行錯誤を続けていた。

更生の可能性がないと断じられる死刑制度をめぐる問題や、これまでメディアがほとんど取り上げてこなかった加害者家族にも光を当てようと試みた。更生と言われても割り切れない感情を抱える被害者遺族の苦悩にも触れた。率直に語ってくれた刑事司法関係者、つらい経験を打ち明けてくれた被害者遺族や加害者家族の方々には感謝の言葉が見つからない。

罪を犯した人の更生をどうするか、という課題は普通に暮らしている私たちとは縁遠い。内閣府の世論調査（2009年）では、出所した人の社会復帰を支援する活動について、回答者の5割が「協力する気持ちはない」と答えた。できることなら関わりたくないという正直な気持ちだろう。犯罪被害者の心情に寄り添おうとすると、複雑な思いもある。

一方で裁判員制度導入後、一定期間は生活態度などの指導を受けることを義務付ける保護観察付きの執行猶予判決が増えている。自分たちが裁いた被告の「服役後」に関心が向きつつあるのも事実だ。そもそも、加害者を重視すべきか、それとも被害者か、といった二者択一を迫るような議論は意味がないと考えている。

福岡地裁で裁判員を経験した女性は、法廷で見た被告の印象を「『いかにも犯人』ではない、その辺にいる普通の方」と表現した。実際、犯罪は私たちの身の回りで起きている。ある日突然、家族が罪を犯して逮捕され途方に暮れる可能性も決してゼロではない。

罪を犯した人はいずれ地域に戻ってくる。「一人で反省はできる。しかし、更生は一人ではできない」（犯罪学者）。ただ嫌悪し、社会から排除するだけでは、刑務所と娑婆を行きつ戻りつする「負の連鎖」は断ち切れないだろう。

本書は学術的な専門書ではない。刑事司法の流れに沿って、さまざまな現場の取り組みを伝えることに重点を置いた。各章には基礎知識を説明する「ポンきちのQ&A」や、本文を補足するキー

ワード集、西日本新聞に掲載した関連記事も添えた。一部のデータは更新し加筆修正したが、肩書や年齢は掲載当時のままとしている。その後、状況や制度が少し変わったものもあるが、課題は現在に通底しており、試行錯誤は今も続く。

刑罰の意味とは何か。刑事司法は、福祉は、社会はどう変わるべきなのか。本書が「罪と更生」について考えるきっかけになれば望外の喜びである。

2014年6月

西日本新聞「罪と更生」取材班キャップ

相本 康一